



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 岡本工作機械製作所
代表者名 取締役社長 石井 常路
(コード番号 6125 東証 第二部)
問合せ先 総務部長 石川 清和
(TEL. 027-385-5800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 116 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結できるようにする旨の規定として、定款第 28 条（取締役の責任免除）および第 37 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第 28 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 今後の業績等を考慮した株主の皆様への利益機会の充実を図るため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を可能にする旨の規程を新設するとともに配当金の除斥期間に関して、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 28 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>第 40 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p><u>ただし、支払確定の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>未払の期末配当金に利息をつけない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2.当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 29 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 37 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2.当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 42 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>第 43 条 <u>当社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>第 44 条 <u>期末配当金及び中間配当金は、支払確定の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>未払の期末配当金及び中間配当金に利息をつけない。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成 27 年 6 月 26 日
平成 27 年 6 月 26 日